

第6次厚木市環境基本計画策定方針

1 計画策定の趣旨

本計画は、厚木市環境基本条例に基づき策定するものであり、令和3（2021）年に策定した第5次厚木市環境基本計画（以下「現行計画」という。）が令和8（2026）年度をもって満了を迎えることから令和9（2027）年度を始期とする第6次厚木市環境基本計画（以下「第6次計画」という。）を策定するものです。

2 基本的事項

(1) 計画策定についての基本的な考え方

令和6（2024）年5月に閣議決定した国の第6次環境基本計画では、現在私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、早急に「循環共生型社会※₁」を実現させる必要性が示されています。

また、「環境の保全を通じて、現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング※₂、経済厚生※₃の向上」の実現を新たな目標として掲げています。

第6次計画においては、国の計画で示された新たな考え方を取り入れるとともに、現行計画の評価で明らかになった課題や国内外の環境を取り巻く社会的情勢を反映し、本市の環境施策を効果的かつ効率的に推進するための方向性を示すものとしします。

※₁ 循環共生型社会…環境を基盤とし、環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上への高度化を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる文明。

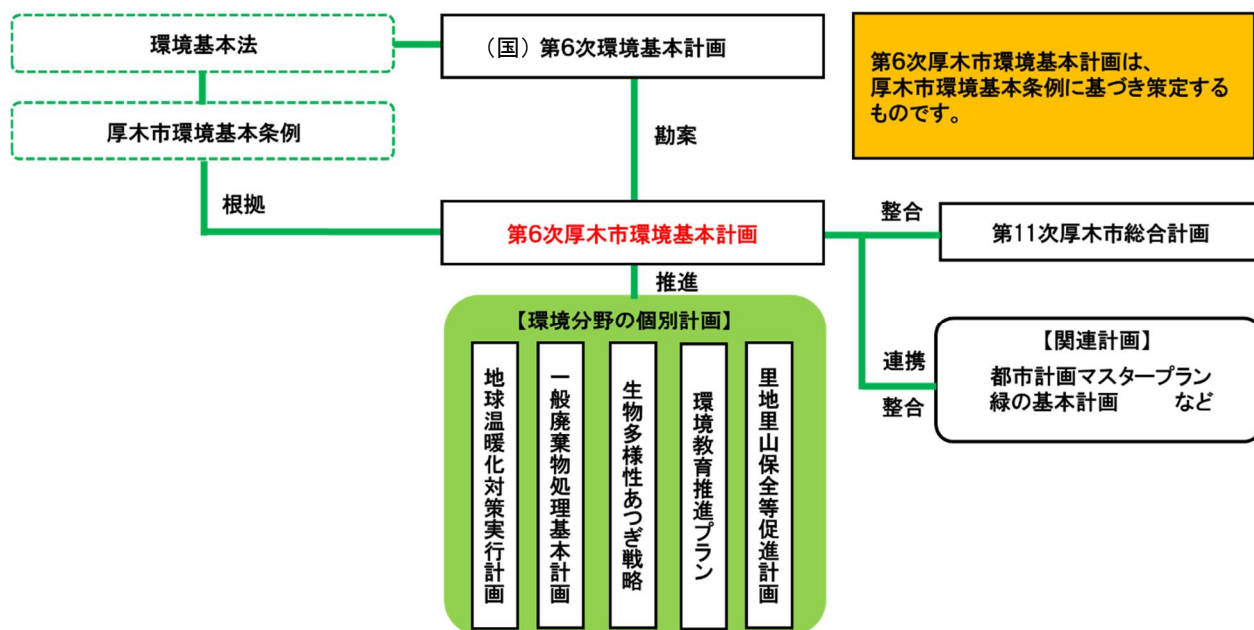
※₂ ウェルビーイング…身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

※₃ 経済厚生…経済活動を通じて人々が得られる満足度や福祉の程度を指す概念。広い意味では、社会全体の幸福や生活の質を経済的観点から評価することを意味する。

(2) 計画の位置付け

第6次計画は、第11次厚木市総合計画を環境面から具体的に展開していく個別計画として位置付けるものです。また、本計画は、環境分野の個別計画を共通した理念で推進するための上位計画であり、厚木市都市計画マスタープランなどの関連計画と連携及び整合を図ります。

【イメージ図】



(3) 計画の期間

第6次計画の計画期間は、令和9（2027）年度から令和14（2032）年度までの6年間とします。また、中間年度である令和11（2029）年度以降、必要に応じて見直しを実施します。

3 現状と課題

本市は、現行計画に基づき、カーボンニュートラルの推進、生物多様性の保全、ごみ減量・資源化、環境美化など、これまで多岐にわたる環境施策に取り組んできました。

一方、現状では、気候変動による異常気象や自然災害が頻発しているほか、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造が原因となり、食品ロスを含む廃棄物の増加など、従来の課題がますます深刻化しています。

また、プラスチック製品の利用は、生産や焼却時に大量の二酸化炭素を排出するだけでなく、海洋環境を悪化させる要因となり、気候変動や生物多様性の損失に深刻な影響を及ぼしています。

このように私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染の3つの危機は、それぞれが単独の課題ではなく、互いに密接に関係し複雑化しています。

こうした状況を踏まえ、環境問題を総合的、複合的に捉え、それぞれの課題の関係性を明確にしながら、一つの事業で複数の課題解決を目指すなど、工夫を凝らして対策を進めていくことが必要です。

4 策定に当たって考慮すべき視点

(1) 「カーボンニュートラル」、「ネイチャーポジティブ^{※4}」、「循環型社会」の同時達成に向けた計画へ

現行計画で示されている、「脱炭素社会の推進」、「循環型都市の実現」について、最新の取組や技術などに基づき、更に深化させるとともに、自然環境の回復を図る「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の考えを盛り込み、環境課題の同時解決を目指します。

※⁴ ネイチャーポジティブ…自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

(2) 安心・安全で快適な生活環境が実感できるまちへ

市内を流れる河川の水質や地下水、大気環境、騒音・振動、悪臭などに係る環境基準の達成・維持を図ります。また、自動車排気ガスを軽減するためモビリティマネジメント^{※5}や電気自動車の普及を推進するとともに、歩行空間や自転車走行空間を確保し、健康で快適な生活環境を目指します。

※₅ モビリティマネジメント…一人一人のモビリティ（移動）が、「過度に自動車に頼る状態」から「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に利用する状態」へと自発的に変化することを促すために、一人一人の住民や、一つ一つの職場組織等に働きかける、コミュニケーション施策を中心とした交通施策。

(3) まなび・発信・共創でつながり高めるまちへ

市民アンケートでは「環境を大切にする人づくりについて、特に必要だと思うことは何か」の設問に対し、「子どもの頃からの環境学習」が重要との回答が全体の65.8%と最も多い結果となりました。

環境問題は、一人一人が自分ごととして捉え、取組を積み重ねていくことが重要である一方、個人で解決できるものではありません。

多くの人々が日常生活の中で環境により良い選択ができるよう、若年層を中心に幅広い世代への環境教育・環境学習、情報発信を強化するとともに、学校、事業者、活動団体などあらゆる主体と協働する環境を整え、取組の輪を広げることが重要です。

周囲に働きかけ環境保全の活動を広げる人を育み、他者と共創していくことを目指します。

(4) 環境を意識した選択による生活の豊かさの向上

国の第6次環境基本計画では、「環境の保全を通じて、現在及び将来の国民一人一人の『ウェルビーイング／高い生活の質』の向上」を目標に掲げています。

例えば太陽光パネルの設置が環境負荷の低減だけでなく、経済面では電気代の節約になり、災害時には非常用電源になるなど、私たち一人一人の環境に対する取組は、生活の質の向上、ウェルビーイングにつながります。

環境保全は、義務や規制などにより、単に生活に制限を加えるものではなく、市民の豊かな暮らしにつながることを示した計画とします。

5 策定体制

(1) 厚木市環境審議会（附属機関）

公募による市民、住民自治組織の代表者、学識経験者及び関係行政機関の職員により構成し、第6次計画の策定について、市長の諮問に応じて調査及び審議し、答申します。

(2) 環境基本計画推進会議（庁内検討組織）

庁内の関係課等長で構成する環境基本計画推進会議において 庁内調整を図り、協議を行います。

6 進行管理

PDCAサイクルに基づき、本計画に位置付ける施策の進捗及び課題整理等の進行管理を厚木市環境審議会において継続的に行い、実施結果の状況に応じで見直しを行うなど、計画の実効性を確保します。

7 策定スケジュール

第6次計画の主な策定スケジュールは、次のとおりとします。

	令和7年度				令和8年度											
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定状況					● 策定方針							● 計画案				● 策定
庁内検討組織							●	●	●	●						
							環境基本計画推進会議									
市民参加	●	●	●	●			●	●	●	●	●		●	●	●	●
	アンケート調査・分析							環境審議会					パブリックコメント			
											● 意見交換会					